

名古屋市教育委員会定例会

令和元年 7 月 18 日

午前 10 時 00 分

大会議室

議 事

日程 1 請願第 2 号・第 3 号 請願審査について

日程 2 令和 2 年度使用教科用図書採択及び採択審議について

日程 3 第 17 号議案 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会委員の委嘱について

日程 4 第 18 号議案 教職員の処分等について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

梶 田 知 委 員

西 淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 32 名 ※傍聴者 27 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は多数の傍聴申し込みが見込まれたため、傍聴人の定員を教育委員会傍聴規則に定める 10 人から 50 人に拡大して受け入れておりますのでご理解のほどお願いいたします。

議事日程第 3「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会委員の委嘱について」及び日程第 4「教職員の処分等について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても日程第 3 から第 4 については非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴の方も含め、ここにおられるみなさまにお願いいたします。日程第2の令和2年度使用教科用図書の採択に関しましては、県の指導を受け、採択結果は8月31日まで非公開としております。また、採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第1「請願審査について」です。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

それでは、請願第2号及び第3号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

(鈴木教育長)

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳情人より口頭陳述が行われた】

(鈴木教育長)

では、陳述人は席の方にお戻りください。

両請願は同じ方からの請願となりますので、一括して議題といたします。

まずは事務局からの説明をお願いします。

(樋口総務課長)

それでは、まず請願第2号についてご説明させていただきます。

請願項目は、「月ごとの集計で、過労死ラインの職員のいる学校は公表すること」、「「過労死ライン」の集計で公表が、3回続いた学校は、勤務の見直しの文書を提出させること」、「過労死ライン公表が5回続いた学校は、管理職に対して、教育委員会が、処分、指導等を行うこと」の3点を求めるものでございます。

教育委員会では、職員の在校時間について各学校の実態を把握しており、勤務時間外在校時間が月 80 時間を超える職員のいる学校の管理職に対してはその都度指導を行うなど、職員の長時間勤務の是正に取り組んでおります。

こうした取組みにより、一定の成果が表れているところであり、請願事項にあるように、個別の学校の状況について公表した上で、指導・処分することは考えておりません。

次に、請願第 3 号についてでございます。請願項目は 5 点でございます。

1 点目は、「「体罰」について、天白養護の事例とともに、「体罰」規定を明確にして、全職員に知らせること。」でございます。

名古屋市立特別支援学校における体罰等に関する調査報告書の内容については、本年 4 月に全教職員に周知いたしました。また、昨年 10 月には、文部科学省通知を基にした「体罰」規定を掲載した資料をもとに、各学校で学習会を開催いたしました。

2 点目は、「天白養護について、当初の段階で「体罰」認定等しなかった、関係職員について、理由・原因を明確にして公表するとともに、指導・処分もする事。」でございます。天白養護学校の事案につきましては、当初の段階では、映像といった物的証拠がなかったほか、被害者からの証言等が得られにくく、関係教職員によっては証言内容が異なる状況であり、「体罰」と認定することは困難であったと考えております。

従って、関係職員の対応に瑕疵までは認められず、指導・処分の対象とは考えておりません。

3 点目は、「「体罰」調査は、保護者に保護者会等で直接わたるように校長、教育委員会は対応すること。」でございます。

「体罰に関する調査」は、保護者に協力していただき、保護者及び児童生徒とともに行っていくものであり、各学校の学校長名、教育委員会名の、二種類の保護者宛の依頼文とともに、児童生徒を通じて配布をしているところでございます。

なお、天白養護学校を始め 4 養護学校につきましては、事案の発生後に保護者への説明会を開催しているところでございます。

4 点目は、「「体罰」等について、みたり聞いたりした場合、職員はすみやかに、報告することを求めること」、でございます。

「体罰」を見た場合、体罰をやめさせ、改めて事情を聞くなどの対応をするとともに、速やかに管理職に相談することを、すべての学校で、校長が 6 月に全教職員に対して周知したところでございます。

5 点目は、「「体罰」調査に関する文書等は、内容を検討すること。」でございます。

「体罰に関する調査」について、今年度より、無記名での提出を可能にしたこと、体罰を受けた場合だけでなく、体罰を見た場合も調査の対象としたこと、年 2 回の配布にしたことなどの変更を行ったところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(梶田委員)

請願にあります長時間労働問題というのは、私たち民間企業でも本当に今、政府が大きく取り上げて、厳しく我々も指導を受けてですね、まさに日本をあげて取り組まなければいけない大きな問題だと思います。これは、公務員だからとか学校の先生だからとかで許される問題ではないと思います。

ただ公表が目的ではないので、実際に長時間労働が是正されていないかんとおっしゃいますので、先ほどご説明で是正の取り組みをしているとのお話がありましたが、実際にどんな成果をあげているのか、お聞かせ願えたらと思います。

(橋本教職員課長)

勤務時間外の在校時間が 80 時間の教職員の推移でございますが、例えば 6 月で申しますと平成 29 年では、全教職員の 20.6%であったものが平成 30 年では 13.6%、そして本年は 8.0%となっております。4 月、5 月も同様な傾向でございます。

(梶田委員)

ありがとうございました。

決してここがゴールではなくて、我々に求められておるのは月 30 時間だとか月 40 時間だとか、そんな時間ですので、是非、それに向かって、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

(橋本教職員課長)

おっしゃられるように、月 80 時間以上の教職員は減少しておりますが、働き方改革はまだまだ途上と考えております。学校閉庁日の設定、スクールサポートスタッフの配置など、教育委員会での取り組みを進めているところですが、今般、第 3 次教育振興基本計画におきましても、国が示す、公立学校の教師の勤務時間上限に関するガイドラインに準じまして、月 45 時間、年間 360 時間を超える教員の数を令和 5 年度には 0 とすることを目標に定めたものでございます。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

(小栗委員)

努力をしてきていて、20.6%、13.6%、8%と下がっていますが、8%の方々がなぜ是正

できていないのかっていうことは、お分かりになりますか。

(橋本教職員課長)

やはりですね、それぞれが担う役割の中にまだまだ偏りがございまして、そういった部分の平準化を進めていくことが、これらの解決策だというふうに考えております。

(小栗委員)

おそらく傾向値みたいなものがあると思うんですね。20.6%からまず 7%くらい下がって、今回 5.6%くらい下がっているのですが、全体的な傾向値で、どうしても他の人たちが改善できなかったことが、その 8%の中に含まれていると思うんですが、具体的にどういったことを考えたらよろしいでしょうか。

(橋本教職員課長)

私たちが考えているものの中では、この 4 月のところでも、各学校の方に発した文書にもありますように外線電話対応だとか、来校者対応というような時間がございまして、それが勤務の外にあったということがございましたので、時間を設定することで時間外に必要な無いのに、残って働くようなことを無くすことや、また、部活動に関わるような部分でも、小学校部活動についても見直しを進めるといったような形で、今もっている仕事の中で、教員が必ずしも担う必要のない業務というものを洗い出し、精査しているところでございます。

(小栗委員)

ありがとうございました。

部活なんかはこれから改善されていくと思いますし、今の来訪者とか来電とか、こういったことも、徐々に色んなことをされていくと思いますので、是非早いうちに改善されるように期待したいと思います。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見も無いようでございます。

それでは本請願の取扱いについてであります。まず、請願第 2 号の取り扱いについてですが、教育委員会において職員の勤務実態を把握しており、勤務時間外の在校時間が月 80 時間を超える職員のいる学校の管理職に対しては、その都度指導を行っていること。こうした取組みの成果として長時間勤務の是正が一定程度、図られていること。学校におけ

る職員の働き方改革にむけ、今後も引き続き取り組みを強化していくといった説明があったことから、勤務時間外の在校時間が一定の時間を超える職員のいる学校の公表や職員の処分・指導を求める本請願については、「不採択」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

それでは、ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に請願第3号についてですが、1項目目、3項目目、4項目目、5項目目については、引き続き、体罰の未然防止や、実態把握及び早期対応への取り組み、支援をしていくことを事務局へ求め、「ご意見としてうけたまわる」としてはいかがでしょうか。

また、2項目目についてですが、天白養護学校における事案については、当初の段階では映像などの物的証拠がなかったほか、関係者からの証言等も不十分な状況であり、「体罰」と認定することが困難な状況の中、関係職員の対応に瑕疵までは認められず、指導・処分の対象ではないと考えられることから、「不採択」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(安藤指導部長)

ただいまの請願第3号について、事務局より一言決意を申し上げたいと思います。

今回の天白養護学校での事案を受け、再発防止に向けて今年度から特別支援学校にはアドバイザーを派遣しております。特別支援学校に限らず、すべての公所において事務局、そして学校援護が力を合わせて、体罰根絶に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

指導部長から発言がありました。引き続き、体罰防止への取り組みについてもよろしくお願いいたします。

続きまして、次の議事に移りますので、事務局職員の入れ替えをお願いします。

【事務局職員の入れ替え】

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 2「令和 2 年度使用教科用図書の採択及び採択審議について」を議題といたします。

本日は、令和 2 年度に使用する「中学校用特別の教科道徳」、「特別支援学校・学級用」、「高等学校用教科用図書」の採択を行います。

また、「特別の教科道徳以外の中学校用」と小学校用のうち「家庭」・「音楽」・「地図」の教科用図書の採択審議を行います。

では、はじめに、中学校用教科用図書のうち、「特別の教科 道徳」の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(加賀指導室長)

それでは、中学校用教科用図書、特別の教科 道徳につきまして説明させていただきます。まず、お手元のピンク色のファイル資料①「令和 2 年度使用教科用図書一覧表」(案)の表紙裏をご覧ください。「令和 2 年度使用教科用図書採択基本方針」の 1 の (2) にありますように、中学校用教科用図書「特別の教科 道徳は、平成 3 0 年度と同一のものを採択する。」となっております。

続きまして、ピンク色のファイルを 1 枚めくっていただいて、1 ページをご覧ください。

「令和 2 年度使用中学校用教科用図書 特別の教科 道徳」(案)でございます。

なお、文部科学省より送付された資料⑦「平成 3 2 年度使用中学校用教科書目録」には、現在、名古屋市が使用している教科書が掲載されており、令和 2 年度の供給に支障はないことを申し添えます。

よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、令和 2 年度使用中学校用教科用図書特別の教科道徳については、4 月定例会で決定した採択基本方針のとおり、今年度使用している発行者のものを引き続き採択するということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、特別支援学校・特別支援学級用の教科用図書の採択を行いますので事務局の説明を求めます。

(加賀指導室長)

続きまして、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用教科用図書について、説明いたします。

同じくピンク色のファイル資料①の表紙裏をご覧ください。「令和２年度使用教科用図書採択基本方針」の１の（３）にありますように、「特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する」となっております。また、１の（４）にありますように、「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第９条の規定による教科用図書は、児童・生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」とあります。

続きまして、２ページをご覧ください。「令和２年度使用特別支援学校用教科用図書一覧表（案）」でございます。

なお、特別支援学校・特別支援学級設置校では、校長を長とする「教科用図書調査研究協議会」を設置し、児童・生徒の特性に応じた適切な教科用図書の調査研究をしてまいりました。その結果は、「令和２年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書調査研究報告書」（資料⑧）として提出され、教育長さんの机上に、その原本の綴りを置かせていただきました。

各校より出された報告書を集約したものが、ピンク色のファイルを１枚めくっていただいて、次のページの参考資料でございます。特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用として、児童生徒の実態に合わせて採択希望が出されたものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級用教科用図書について、ご意見、ご質問はありましたお願いします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、それでは、令和２年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については、各学校から採択希望が資料として出されております。そのと

おり採択するということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、高等学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(伊藤高等学校・幼稚園教育担当主幹)

それでは「高等学校用教科用図書」について、説明させていただきます。

まずは、青いファイルの中にあります小さいサイズの冊子「高等学校用教科書目録」を取り出していただき、表紙を1枚めくっていただきたいと思います。今回文部科学省に登録されている教科書の数ですが、一番下に表がございます。右下をご覧くださいと、767種803点となっております。すべての教科をあわせての教科書の点数でございます。今回、市立高校14校からは、総数で375種385点の教科用図書の採択希望が挙げられております。

採択の流れにつきましては、4月の教育委員会で既にお示ししております。ここでは、教科用図書採択について具体的に行った手順について、資料を基にご説明致します。

なお、公平・公正な教科書採択を行うため、教科書の執筆・編集に携わった教員は、各学校における研究協議会に関与しないこととしております。詳細について、担当者よりご説明申し上げます。

(伊藤指導主事)

お手元にご用意しました、青いファイルをご覧ください。こちらのファイルは、教科用図書の採択の際に用いました資料を集めたものです。順を追って説明させていただきます。

教科用図書の採択にあたり、まず、教科毎に各校から代表者1名を招集し、現在出版されている教科用図書それぞれの特徴について情報を共有、研究協議を行う「教科研究会」を開催しました。その際に、協議用資料として教育委員会が作成したものがお手元の資料1-1となります。

黄色い付箋がついたページをご覧ください。こちらは出版社より文部科学省に提出されている「編修趣意書」からの情報や、前年度までの教科用図書採択において出された意見等を統合し、各教科用図書の特色を各教科・科目毎に教育委員会がまとめたものです。この資料を基に各校の代表が研究協議を行い、その成果を各校に持ち帰ることで、より充実した教科用図書採択へと繋げていきます。

教科研究会終了後、各学校は教科毎に十分な協議を経た後、学校全体で「教科用図書研

究協議会」を行います。その結果を教育委員会に報告したものが資料１－２となります。

赤色の付箋がついたページをご覧ください。このページには、菊里高校の国語科について、採択を希望する教科用図書が、使用学科、出版社、書名、研究内容の順に記されています。研究内容の欄には、各校において行った際にその図書を採択希望図書とするに至った理由とも言える、特色が記されています。

次に、表の右端にあります「新継連の別」について説明させていただきます。一番上の段の国語総合は、「１年 継」となっておりますので、前年度採択した教科書と同じ教科書の採択を希望していることを表しております。それに対して、上から４段目の現代文Ｂは「３年 連」となっており、第２学年の時に購入した教科書を、第３学年も連続して使用することを表しております。なお、昨年度とは異なる教科書を新たに採択希望とする場合には、こちらの欄に「新」の文字が記されております。

「採択希望教科用図書」について、資料１－２の「採択希望教科用図書研究報告書」を基に学年別一覧表にし、教育委員会に提出されたものが、「採択希望教科用図書一覧（案）」資料１－３です。青色の付箋がついたページをご覧ください。菊里高校１年生より順に、全校・全学科の「採択希望教科用図書一覧（案）」が綴じられております。

最後に、資料１－４に関わって、今年度は、鶴舞中央図書館にて行われました教科書展示会にて「市民の声」として、ご意見を２件いただきました。全てのご意見は青ファイルに記載してありますので、ご報告させていただきます。

以上、資料１－１から資料１－４に関しまして、ご説明をさせていただきました。

これらの資料をもとに、ご審議をよろしくお願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんか。

（鈴木教育長）

特に、ご意見もないようですので、それでは、高等学校用については、それぞれの学校の特性や生徒の実態に即したものを調査研究していただいております。資料１－３に各校の採択希望の一覧がまとめられております。この一覧にある通り、令和２年度使用教科用図書として採択を決定してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、「特別の教科 道徳」以外の中学校用教科用図書の採択を行います。まず、これまでの経過について事務局の説明をお願いします。

(加賀指導室長)

それでは、お願いします。

まずピンク色のファイル資料①の表紙裏をご覧ください。「令和２年度使用教科用図書採択基本方針」の１の（２）にありますように、「中学校用教科用図書は、昨年度採択した『特別の教科 道徳』を除いて、種目ごとに１種のものを採択する」となっております。

調査研究は、５月２４日から、「教科用図書調査専門委員会」により、各教科ごとに専門的な立場で行いました。それぞれの報告が６月中に提出されております。

さらに、６月７日から７月１日まで、鶴舞中央図書館、西図書館、中川図書館、南図書館、天白図書館、港図書館、名古屋市教育センターにて「教科書展示会」を開催しました。

本年度は、特別の教科道徳以外の中学校用教科用図書については４年に一度の採択替えの年にあたりますが、昨年度新たに検定を合格した中学校教科用図書は１冊もありませんでした。こうした状況の中、本年度の中学校教科用図書調査専門委員会では、国語、書写、社会の地理的分野、歴史的分野、公民的分野、地図、保体、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）、英語の１５種目につきまして、平成２８年度使用教科用図書調査専門委員会が行った調査研究報告書を基に調査研究を行いました。その報告書が緑色のファイル資料③になります。なお、全ての教科において、平成２８年度使用教科用図書専門委員会の報告書と変更点がなかったことを申し添えさせていただきます。また、市民の声につきましては、「特別の教科 道徳」以外の中学校用教科用図書については、１５通のご意見をいただきました。以上で説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、「特別の教科 道徳」以外の中学校用教科用図書の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(鈴木教育長)

特に、ご意見もないようです。それでは、「特別の教科 道徳」以外の令和２年度使用中学校用教科用図書については、今年度使用している発行者のものを引き続き採択するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、「家庭」、「音楽」、「地図」の小学校教科用図書の採択を行います。まず、これまでの経過について事務局の説明を求めます。

(加賀指導室長)

それでは、お願いします。

まずピンク色のファイル資料①の表紙裏をご覧ください。「令和２年度使用教科用図書採択基本方針」の１の（１）にありますように、「小学校用教科用図書は、種目ごとに１種のものを採択する」となっております。

調査研究については、５月１５日から全小学校に設置された「教科用図書調査研究協議会」で行うとともに、５月２２日からは「教科用図書調査専門委員会」により、教科の専門的な立場で行いました。それぞれ報告が６月中に提出されております。

６月６日には教育委員の皆様のご要望により、意見聴取会を開催しました。新学習指導要領についての理解を深め、小学校において教科書の果たす役割等について、学識経験者の方より意見を聴取しました。

さらに、６月７日から７月１日まで、鶴舞中央図書館、西図書館、中川図書館、南図書館、天白図書館、港図書館、名古屋市教育センターにて「教科書展示会」を開催し、市民の方にもご覧いただき、小学校用教科用図書に関することについては、計２５５通のご意見をいただきました。

これらの資料を取りまとめ、皆さまのお手元に、黄色のファイル資料②「教科用図書調査専門委員会報告書」の綴り、横長の黄色のファイル資料④「各学校における教科用図書調査研究報告書の観点別の傾向をまとめたもの」の綴り、資料⑥「市民の声」の綴り、資料⑦「教科書目録」、さらに、教育長さんの机上には、資料⑩「令和２年度使用小学校教科書編修趣意書」の綴り、資料⑪愛知県選定審議会が作成した「選定資料」の綴り、資料⑫「名古屋市立小中学校指導方針」を置かせていただきました。委員の皆様には、必要に応じてご覧いただきまして、審議の参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

(鈴木教育長)

では、小学校用教科用図書の採択の方法についてですが、種目ごとに事務局から説明を聴取した後、質疑や意見交換等を行い、採択という流れで行いたいと思います。委員の皆さんの意見の一致をもって決定、または、状況に応じて無記名投票によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

では、まず「家庭」について説明をお願いします。

(板倉指導主事)

家庭の教科書は、東京書籍と開隆堂の2者から発行されています。まず、全小学校での研究結果について報告いたします。資料4 黄色横長のファイル、各学校における教科用図書調査研究報告書の1 ページ目の観点別の傾向をご覧ください。各学校においては、報告書にあります観点をもとに、各観点につき特に優れている者に◎を一つ、良い者に○を一つ以上つけたものを提出していただきました。綴じてあるものが集約した結果となりますので、ご覧ください。

次に、資料2 黄色ファイル小学校教科用図書調査専門委員会報告書の1 ページ目をご覧ください。調査専門委員会の調査結果につきましては、特筆すべきものについては太枠で囲ってあります。発行者ごとに特筆すべきものをピックアップしてご報告いたします。

観点1 「学習指導要領との関連」においては、両者とも「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育成する」ように編集されています。

東京書籍は6 ページのように家庭科の見方・考え方を「家庭科の窓」として設定し、全ての題材のタイトルの横に表示しています。

観点2 「名古屋市教育振興基本計画との関連」においては、両者とも日本の伝統的な生活に関わる資料が豊富に掲載されています。東京書籍では、141 ページの「地域の料理」、開隆堂では、49 ページの「味噌の種類」が取り上げられ、日本の食文化への親しみや継承、新たな文化の創造に対する意識を高められるようにしています。

観点3 (1) 「内容の選択」においては、東京書籍では、126 ページのように、東日本大震災の復興に向けて、被災した児童が家庭や地域と関わり、生活をよりよくしていこうという実践を取り上げ、家族や地域の一員としての自覚や実践を促すような内容が選ばれています。開隆堂では、128 ページ、129 ページのように、生活と密接に結び付くプログラミングについて、身近な家電製品を例に挙げて、家庭生活との関わりを想起させることで、プログラミング教育に繋げております。

観点3 (3) 「内容の構成」においては、両者とも2年間を通して、ストーリー性のある学習を展開しています。東京書籍は、4 ページのように、全ての題材が「ステップ1 見よう」「ステップ2 計画しよう・実践しよう」「ステップ3 生活に生かそう・新しい課題を見つけよう」という三つのステップで展開され、学習したことを自身の生活に活かすことができるように設定されています。

開隆堂は、1 ページ、2 ページのように、5 年生では基礎基本の定着を図ることができるように題材が設定され、6 年生では、5 年生の学習を基礎として工夫することができるように、題材が設定されています。

観点 4「使用上の便宜等」においては、東京書籍の 82 ページ、83 ページ、開隆堂の 22 ページ、23 ページのように、両者とも、実習の手順が横流れのレイアウトに統一されており、見通しをもって学習に取り組むことができるようになっています。また、実習に必要な技能については、東京書籍、132 ページ、133 ページのような実寸大写真や、開隆堂、132 ページ、133 ページのような拡大写真を使ってまとめられており、両者ともに、基礎基本の確実な習得に役立っています。

次に、家庭で特に調査を要する事項について報告いたします。資料 2 黄色ファイル小学校教科用図書調査専門委員会報告書のページをめくり、裏面をご覧ください。この報告書については、改訂の要点になっている事項について説明させていただきます。

事項 2「実践的な活動を家庭や地域などで行うことができる内容」については、東京書籍では、30 ページのように各題材の最後に「深めよう」を設定し、学習したことを生かした取り組み例を紹介して、家庭や地域での実践を具体化しています。開隆堂では、56 ページのように各題材の最後に「生活に生かそう」を設定し、学習したことを生かした取り組みを記述できるようになっています。また、57 ページのような「チャレンジコーナー」には取り組み例が紹介されており、家庭や地域での実践への意欲を高めることができます。

事項 3「自分の生活における課題を見つけ、解決に向けて取り組むことができる内容」については、東京書籍では、31 ページのような「生活を変えるチャンス！」5 例を配置しています。実践の進め方を段階的に示し、課題発見のヒントや実践を進めるための具体的な方法が紹介されています。開隆堂では、76 ページから 79 ページに「レッツトライ生活の課題と実践」3 例を紹介しています。課題解決に向かうステップが示され、自分の生活における課題を見つけ、解決に向けて取り組むことができるようにしています。

なお、最後に家庭の教科書に対しまして、市民の声としてご意見をいただきましたことをお伝えさせていただきます。

以上、家庭について、報告させていただきました。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、「家庭」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(小栗委員)

基本中の基本の質問で、毎回テーマになるかと思いますが、サイズについてです。

どちらが全体を含めてお子さんが使いやすいのかっていう質問をさせていただきます。

基本中の基本ですが、そこはどういうふうに考えていけばよろしいでしょうか。ページ

数なんかは同じで、厚みとか重さもほぼ nearly だと思うのですが。

(板倉指導主事)

教科書の大きさ・重さについてのご質問をいただきました。東京書籍はA版 210mm×297mm で 350 グラムです。大判化による児童への負担を軽減するために、軽量の用紙を使用しています。開隆堂はAB版、210mm×257mm で 310 グラムでございます。

(小栗委員)

ありがとうございます。で、実際にこの2つを比べたときに、わずかなことですが、長さが違う時に、例えば他の教科書とかを比較したときとか、それからお子さんが見たときの見やすさとか目の行き場所とかどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

(板倉指導主事)

調査専門委員会からそういった調査については報告を受けておりません。

(鈴木教育長)

現物がありますので、見ていただいて、どんな感じでしょうか。

(小栗委員)

今日だけではなく、事前にいろいろ勉強させていただく時間もとって見させていただきました。とても見やすいし、説明いただきました観点もよくできているのではないかと思います。あと見ていきますと、わずかな所で、字の大きさとかですね、仮名の振り方とか細かいところはあると思うのですが、実際に調査をされた観点で見ていくと、どちらも見やすいし、先ほど申し上げたサイズ、他の教科書と比べてどうかな、そういうところを観点に見ていきたいと思っています。

(鈴木教育長)

他にはいかがでしょうか。

(船津委員)

事前にも拝見させていただきましたが、2つあって、一つは家庭科っていうのはすごく大事で、小学校のときにこういうものに触れたことが、大人になっていく過程で生きていくベースになっていくのだと思います。

そういうところで言うと、この家庭科の教科書が本人たちの生きていく上での方策みたいなものの、そうなんだなってわかるときには、見やすさっていうのがあると思うんです。で、私たちがこうやって見て、この場でパッと見たり、見やすくなって思うことも大事だ

と思うのですが、先生方が研究されて、子どもたちに定着させたい、面白いと思ってもらいたいと思った時にご研究いただいていると思うので、その点で先生方が使いやすいとか、これだったら子どもたちにわかりやすいって思っておられる点数がここの点数でよろしいですね。ですので、それをやっぱり信頼してお任せしたいなというふうに思います。

私たちの時代に比べるとものすごくわかりやすくなっていて、個人的に言うと、中学・高校まで小学校の家庭科の教科書を持っていて裁縫とか料理とか、うちの兄妹は持っているように言われたりしていたので、子どもたちも私たち自身も家庭科の時間にこの教科書を見るのはとても楽しかったかなと思うので、そんな思いもあって、大事なかなと思うところを先生方がお考えになっていただいているのであれば、それが良いのではないかと思います。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

今、先生方の調査を信頼したいというお話。また、いずれもとても見やすく、編集されているというお話がありました。提出されております研究報告書の観点別傾向、専門委員会の調査報告書を拝見しますと、いずれも東京書籍の方に点数とか特筆すべき点が多いという結果になっております。

そうしましたことから、令和2年度使用小学校用教科用図書「家庭」については、東京書籍のものを採択してはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて「音楽」について説明をお願いします。

(柴山指導主事)

音楽の教科書は、教育出版、教育芸術社の2者から発行されています。まず、全小学校での研究結果について、報告いたします。資料④黄色横長のファイルの2ページ目をご覧ください。

次に、調査専門委員会による調査結果について、資料②調査専門委員会報告書をご覧ください。その内の特筆すべきものについて報告させていただきます。

観点1「学習指導要領との関連」においては、両者とも、音楽的な見方・考え方を働かせ、主体的・対話的な深い学びを引き出す工夫がされています。特筆すべきものとしては、教育出版の5年22ページをご覧ください。左上の「声のひびき合い」が題材名、その下

の「表現をくふうしてきき合いながら歌い合わせよう」が学習の目当て、そして見開き右上には「音色」「強弱」などの音楽の学習の支えとなる「音楽の要素」が示されています。同様に教育芸術社の5年18ページをご覧ください。左縦の「音の重なりを感じ取ろう」が題材名、「歌声が重なり合うひびきを感じ取りながら合唱しましょう」が学習の目当て、そして見開き右下には「旋律」「音の重なり」などの「音楽の要素」が示されています。

観点2「名古屋市教育振興基本計画との関連」においては、両者とも、郷土に愛着や誇りをもつことができるよう工夫がされています。特筆すべきものとしては、教育出版の4年78ページの折り込みページをご覧ください。学習指導要領で示された共通教材を掲載する他に、「きせつのうた」として、このような昔から歌い継がれてきた歌唱教材を掲載しています。教育芸術社の4年68ページをご覧ください。同様に学習指導要領で示された共通教材を掲載する他に、「歌いつごう日本の歌」として昔から伝わる日本の歌の良さを感じ取ることができるよう配慮されています。

観点3(2)「内容の程度」においては、両者とも、児童の発達段階に応じて具体的な活動が示され、興味・関心をもって主体的に活動できる工夫がされています。また、発展的な学習としてWEBコンテンツが用意されています。特筆すべきものとしては、教育出版では、6年50ページ～71ページの「音楽ランド」のページにある教材を、主要な題材に加えて選択的に用いることができるようになっています。また、15ページにあります「まなびリンク」をご覧ください。ベートーヴェンの交響曲が、目次のページにあるQRコードにより、楽譜を見ながら曲を繰り返し聴くことができるようになっています。

同様に教育芸術社でも、6年58～73ページの「みんな楽しく」のページにあるように弾力的な運用が可能なオプション教材があり、児童の実態に応じて、各題材に取り入れて学習を深化・発展させることが可能になっています。また、17ページをご覧ください。該当ページにQRコードを設け、調べ学習をしたり、動画を見たりすることができるようになっています。

観点5「印刷・造本等」において、両者ともカラーユニバーサルデザインに配慮した印刷であり、造本は堅牢です。特筆すべきものとしては、教育出版では、1年と3年の大きさの違いをご覧ください。低学年がA B判、中・高学年がA B判より縦に2 cm 程大きいA 4変形判を用いています。また、3年9ページをご覧ください。透明シートを活用し、児童が繰り返し音符の長さや音の高さを確認することができる工夫がされています。

報告書のページをめくっていただいて、裏面をご覧ください。

事項1「伝え合う活動」については、両者とも、効果的に位置付けられています。特筆すべきものとしては、教育出版の4年53ページをご覧ください。ノルウェー舞曲の鑑賞活動において「音楽に合わせて体を動かしたり歩いたり指揮をしたりして感じ取ったことを友達とお話しよう」と、どのように聴き取り感じ取ればよいのかが分かるように活動が示されています。また、教育芸術社の4年67ページをご覧くださいと、「ペールギュント」の鑑賞活動において、「速さ、強さ、音色が変化することで、曲の気分や場面の様子がど

のように変化したか話し合いましょう」と、聴き取る観点や話し合う視点を示しています。

事項4「我が国や郷土の音楽の扱い」については、両者とも、共通教材のみならず日本の自然や季節が感じられる歌唱教材や、わらべうたや民謡、祭りばやしなどを随所に取り上げています。また、日本古来の音楽に携わる人々からのメッセージも掲載され、日本の音楽を身近に感じられる工夫がされています。特筆すべきものとしては、教育出版社の4年 40ページをご覧ください。日本の四季に焦点をあて、様々な地域の祭りを取り上げています。愛知県としては、「犬山祭」の山車や北設楽郡の「花祭り」に出てくる鬼が取り上げられています。また、教育芸術社の4年 30～31ページをご覧ください。各都道府県から一つずつ民謡や郷土芸能を取り上げています。愛知県としては、北設楽郡の「花祭り」の子どもたちの舞の様子が取り上げられています。両者とも、我が国や郷土の音楽の指導の扱いが充実しているといえます。

なお、音楽科の教科書に対しまして、「市民の声」として、ご意見をいただきましたことをお伝えさせていただきます。

以上、音楽科について、報告させていただきました。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、「音楽」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(西淵委員)

非常に両者ともに写真とかイラストとかが非常に四季を感じさせるものが学習上の学ぶ季節に応じて配列されていたり、写真も各日本の特色ある地域のことが出ていたりして、どちらの教科書のその点では良いと思い、見させていただいております。

ここからは質問ですが、教育出版の3年生以上のところの右端の下のところメモっているのがついているのですが、メモっているのはどういうふうに活用するのかな、ということをお聞きしたいと思います。

そのことと併せて、学習していくときに、音楽は教科書や楽器とかがあるわけですが、音楽ノートみたいな補助教材はどんなふうに使われているのかをご質問したいと思います。

(梶田委員)

今見ているのは、何年生の何ページですか。

(西淵委員)

教育出版の6年生の17ページです。

(鈴木教育長)

メモ欄の使用法と音楽ノート等、補助教材の利用についての質問ですが、事務局いかがでしょうか。

(柴山指導主事)

メモ欄についてご質問いただきました。教育出版の 17 ページのメモ欄ということで、「音楽のもと」と書いてある上に旋律、強弱、縦と横との関係という学習の支えになる、音楽の要素がそこに記載されております。その下のメモ欄というのは子どもが気づいたり、感じ取ったりしたことをそこにメモをしながら学習ができるようにということで、調査委員からの報告を受けております。

それから音楽ノートについてご質問をいただきましたが、補助教材をどのように教科書と一緒に使っているのかというご質問でよろしかったでしょうか。

(西淵委員)

はい。

(柴山指導主事)

音楽ノートを採択しているところもあれば、採択をしていないところも学校長の判断により違うかと思います。

今回、教育出版の方のメモ欄を設けたことによって音楽ノートで書いていた部分をここで書くということもできるということで、調査報告委員から聞いております。ノートについては、学校ごとに採択をしているか、していないかは、まちまちですので、活用法についても、採択をしているときと、していないときで変わってくるのではないかと考えます。

(西淵委員)

ありがとうございます。

メモのところを採択されるのであれば、もう少し、気づいたことっていうか、どういふふうに使うのかをもう少し研究しながら活用していった方が良いかと思います。

それと先日、五線譜の打ち方を書き込めるようなところがあったと思いますけども、そういうものも有効に活用して使っていけるのではないかと感想として思いました。

(鈴木教育長)

他にいかがでしょうか。

(梶田委員)

この音楽も先ほど船津先生が仰られたように、どちらも私としては良いと思いますので、

先生方が使いやすいということで評価をした教育出版がよろしいのではないかと思います。

(鈴木教育長)

他にいかがでしょうか。

(船津委員)

質問ですが、今、いただいている教科書というのは、このままのものが子どもたちの所にいくのですよね。

今いただいているのが見本で、そのあともう一回これが増刷されていって、私たち自身が教科書自体に触れることができずに、出来上がったものがくるって感じですか。

何が言いたいかというと、音楽って芸術なので、インパクトが大事だと思います。一曲が仕上がるまでにはそのページをずっと見たりするわけですよね。写真とかたくさんはいますが、家庭科と比べると写真の精度が荒いなって思います。音楽なのによって思います。本を作っていたものとしては気になる所があって、写真の精度は子どもの所に行くときに上げてくれって言うことはできるのですか。

写真がたくさんあるのですが、少しごちゃごちゃしているかなって。こんなことを今さら言っても仕方がないことを私が申しあげているのか、こうやって言ったら、最後、子どもの所に届くときにはもう少し、精度の高い物になるのかっていうことを知りたいです。

決して文句を言っているわけではないです。

(加賀指導室長)

どの教科書会社も基本的には、今お手元にあるものが、児童生徒の手元に渡ると把握しております。

(船津委員)

わかりました。

もしも望みが叶うならと思い、申し上げました。

(鈴木教育長)

ここでいただいた意見ということでですね、出版社の方にも聞こえるような事を考えていきたいと思います。

それは、両者共通の話題ということですね。

(船津委員)

美しいものもあるのですが、特に風景とかすごく気を使われて配置されていて、音楽のイメージが持てるようになっているのですが、いろいろな情報を入れようと思うと、人の

写っている場面って結構あると思いますが、人の写り方ってとても大事で、そこがごちゃごちゃしていたりとか、さらってしていたりすると、そこに関心が持てなくなることが気持ちとしてあると思うので、その精度、人が動いているとか、楽器を吹いているとか、踊っているとかいうところは、人が本当に踊っている感じが、もう少し精度を上げたら、もうちょっとわかりやすくなるのではないかと拝見していて思いました。

(鈴木教育長)

船津委員のご意見については、せっかくのご意見ですので、事務局として、また委員会として、次回以降の教科書に活かされるような伝え方を考えたいと思います。

採択についてですが、いずれの教科書もよくできているというお話、それから現場の先生たちが使いやすいと評価しているものを採択してはどうかとのご意見等もございました。

そういう意味で、調査研究報告書、専門委員会の研究報告書を拝見しますと、いずれも教育出版株式会社により高い点数、あるいは特筆すべき点も多くあるという評価がされております。

そういったことから、「音楽」につきましては、教育出版株式会社のものを採択してはいいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて「地図」について説明をお願いします。

(中川指導主事)

地図の教科書は、東京書籍、帝国書院の2者から発行されています。全小学校での研究結果については、資料④黄色横長ファイルの3枚目を、調査専門委員会による調査結果については、資料②黄色ファイルの3枚目をご覧ください。それでは各者の特筆すべき点について報告いたします。資料②調査専門委員会報告書をご覧ください。

観点1「学習指導要領との関連」について、地図科の教科書が新しい学習指導要領への対応で求められる最も大きな変更は、使用開始学年がこれまでの4年生から3年生に引き下げられたことであると考えます。そのため、両者とも3年生での使用を念頭に、冒頭で地図の使い方についての説明と身近な地域の学習から地図学習に結びつけられる工夫がされています。東京書籍は、7, 8ページで身近なまちの様子を取り上げながら、12ページにかけて市の範囲へと視点を広げる構成になっています。帝国書院は、7, 8ページで身近なまちを取り上げ、9ページから14ページにかけて、地図を見る際の約束事を丁寧

に取り扱っています。

観点2「名古屋市教育振興基本計画との関連」においては、両者とも基礎基本の定着が図れる工夫がされており、名古屋を中心とした地域に関しては、物作りが盛んであるという特色が捉えやすいよう工夫されています。帝国書院は、54ページに濃尾平野の輪中について、55ページに愛知県の自動車産業について学習できるページが設けられています。

観点3(1)「内容の選択」においては、両者とも自然災害や防災、国際理解、歴史・伝統や文化といった幅広い内容理解が深まるような内容となっています。帝国書院は、91ページから94ページにかけて自然災害に関する地図や資料が豊富に掲載され、主体的に防災マップづくりに取り組む工夫がされています。

観点3(2)「内容の程度」においては、両者とも絵地図や鳥瞰的な視点からの地図、地域間のつながりを捉える地図など、様々な種類の地図を掲載し、発達段階に応じて地図活用の技能を身に付けられる工夫がされています。

観点3(3)「内容の構成」においては、両者とも日本列島全体を見渡す地図から始まり、日本の地方図、世界地図、世界の州ごとの地図へと系統的に配列されており、資料についても、基本的なものと発展的なものの両方が掲載されています。東京書籍は、後半の資料図では、統計資料と地図が効果的に組み合わせられており、75ページから78ページでは、詳しい年表を掲載し、歴史学習との関係も図られています。

観点4「表記・表現及び使用上の便宜等」においては、両者とも縮尺や地名の書き方が小学生にも読み取りやすくなっています。帝国書院は、6ページに示されているような「二次元コード」が随所に掲載され、主体的に学習ができる配慮がなされています。

観点5「印刷・造本等」においては、両者とも鮮明で明るく、読図しやすいものとなっており、4年間の使用に耐えられるよう、表紙や製本もしっかりされています。東京書籍は、イラストが鮮明で、都市名の文字が大きいことから、ユニバーサルデザインへの取り組みがなされています。帝国書院は、表紙が引き裂きや折れなどに強く、表面に凸凹があり、滑らず持ちやすい用紙を使用しています。

その他、地図の検討すべき懸案事項について報告いたします。調査専門委員報告書の裏面をご覧ください。

事項1「47都道府県の名称と位置」の学習の扱いは、両者とも都道府県の名称や位置について確実に学ぶことができる作業的な学習のヒントを示しています。東京書籍は、5ページで、帝国書院は115ページで、都道府県の形をものに見立てたり、クイズを出題したりして、興味深く学習できる工夫がされています。

事項2「我が国の位置と領土」の学習の扱いでは、両者ともに、領土、領海、領空、排他的経済水域などの言葉の意味について、図と写真を用いて分かりやすく解説しています。

事項3についても、両者とも、「世界の大陸と主な海洋の名称や位置」については、確実に学べるようになっていきます。

事項4「代表的な文化遺産」の学習の扱いでは、東京書籍は、79、80ページで、帝

国書院は、101、102 ページでそれぞれ日本の世界文化遺産を写真付きで取り上げるとともに、ラムサール条約や世界ジオパークの登録地についても個別の記号やイラストで掲載しています。

なお、地図の教科書につきまして、「市民の声」としてご意見をいただいております。
以上、地図について、報告を終わります。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、「地図」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(小栗委員)

帝国書院の表紙の件の質問ですが、以前からこの手触りであったのか、今回からこうなったのか。私は今回この手触りが持ちやすくいいなと思ったのですが、どうなのでしょう。

(中川指導主事)

以前からかどうなのかというのは、調査の方の報告が挙がってきておりません。

(鈴木教育長)

ちょっとわからないということです。すみません。

(西淵委員)

今回これ、3 年生からの使用になるということで、以前よりさらに長く使うということで、小栗委員が言われたように、表紙のこととか、確か以前からあったように思います。

両方ともかなり良い点が多いのに、結構学校で先生方が調査されると結構差がついていけるようになるんですけれども、その大きなポイントのところで、同じ 50 万分の 1 地方図、これが基本になると思うのですが、ここで見ると、色付けが、例えば愛知県でいきますと、帝国書院だと 54 ページで、東京書籍 41 ページで比べていただくと、50 万分の 1 の地図がございすけども、静岡県の北の方の山の色、かなり立体感が違うように思うのですが、こちらの方はどういうふうに評価されているのか教えていただけますか。

(中川指導主事)

確かに地図の標高を示すような色の違いというのが、ある程度差があるのかなと思いますが、特にどちらがいいというのは、報告では挙がってきておりません。申し訳ありません。

(中川指導主事)

先ほど小栗委員から帝国書院の地図どうなっているかご質問いただきまして、現行のものを持って参りましたが、同じような凹凸があるような表紙になっております。

(梶田委員)

個人的になんですが、この色使いのことについて、先日西淵委員に教えていただいて、自分はよく地図をみて旅行をするのですが、見たらですね、同じ色なんですね、同じ会社は同じ色なので、違うのを見るとちょっと違和感があるなと感じました。日ごろ見慣れている色が見やすいなっていうことに今気が付きました。だからどうって言うわけではないのですが。

(西淵委員)

現場の先生方もずっと帝国書院のものを使っていて、私も若いころから帝国書院の色の使い方、高低によって、色を毛羽書きしていくような書き方だと思うのですが、そういうようなものを見慣れているものですから、すごく学校の先生方の支持っていうのは高いな、と思いました。それほど見慣れの感じで、どちらがということはこの評価の差ほどはないのではないかと思うのですが、やはり使い慣れているところで見ると、色の高低なんかは明暗があるなと思いました。

(鈴木教育長)

色の件で言いますと、小学校3年生ですと、おそらくまとまった地図を見るのは、これが初めてということになるかと思うので、それがその先の地図生活に大きく影響すると思うと重要な選択かなとは思いますが。

しかし、いずれの地図についても見やすくよくできている、というご指摘、表紙に関するご指摘もございました。

(小栗委員)

少しよろしいですか。

これは、教科書を選択する事からは少し外れるかもしれませんが、活用の仕方とか、知識・教養というところに入ってくるかもしれませんが、時代がこういった、紙ももちろんあるのですが、Googleとか、そういったものがある中で、お子さんたちも6年生くらいとか、年次によってどうこうではないですが、そういったものにすごく興味を持っているかと思うのですが、それとこの立体的なものと、何か、教育の中で情報提供するとか、何かうまく活用する仕方とか、立体的なものの方が早いとか、実際的に画面でそれが見えるとか、なんかそういったことは今後の教育の中で織り交ぜていくことはあるのでしょうか。

(中川指導主事)

先ほどの報告の中でも申し上げましたが、帝国書院の二次元コードについてはお話させていただきました。これを使えばタブレットパソコン等を使って、児童が独自で発展的な地図の学習ができていく。東京書籍の方も中にDマークという、96 ページを見ていただきますと、同じようにQRコードがございます。索引の中にありますが、こういったもので、独自でインターネットを使った学習が、ある程度「地図」の中では想定されております。

(鈴木教育長)

まだ普段の授業の中でというよりは、発展的な活用ということで両者とも取り上げられているという認識かなと思われます。

よろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

それでは、だいたいご意見も出し尽くしたかと思しますので、採択の方ですが、調査研究報告書あるいは専門委員会の報告を拝見しますと、いずれも帝国書院の点数、あるいは特筆すべき点ともに多くのポイントになっているように見受けられます。

令和2年度使用小学校用教科用図書「地図」については、帝国書院を採択するというところでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これにて、日程第2「令和2年度使用教科用図書の採択及び採択審議について」を終了いたします。

残りの種目につきましては、7月22日及び7月25日に予定しております臨時会にて採択を行いたいと思います。

また、傍聴の方も含め、ここにおられるみなさまに再度お願いいたします。令和2年度使用教科用図書の採択に関しましては、県の指導により、採択結果は8月31日まで非公開となっております。採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

それでは、これより日程第3へ移ります。また、これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々は退席をお願いします。

日程第 3 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 11 時 47 分終了